

第197回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：令和2年10月23日（金）
午後3時から午後4時30分まで
場 所：県行政庁舎4階 特別会議室

○次第

- 1 開 会
- 2 報 告
第196回宮城県都市計画審議会議案の処理について
- 3 議案審議（2件）
議案第2375号 石巻広域都市計画公園の変更について
議案第2376号 仙南地域広域景観計画の策定について
- 4 閉 会

○出席委員

阿留多伎 真人	尚綱学院大学総合人間科学系教授
伊 藤 恵 子	株式会社はなやか代表取締役
内 田 美 穂	東北工業大学工学部教授
千 葉 琢 夫	宮城県住宅供給公社常務理事
舟 引 敏 明	宮城大学事業構想学群教授
山 田 理 恵	東北電子産業株式会社代表取締役社長
吉 田 朗	東北芸術工科大学教授
内 田 幸 雄	農林水産省東北農政局長（代理）
梅 野 修 一	国土交通省東北地方整備局長（代理）
千 野 啓太郎	宮城県警察本部長（代理）
伊 藤 康 志	宮城県市長会会長（大崎市長）
高 橋 宗 也	宮城県議会議員
佐々木 功 悦	宮城県議会議員
鈴 木 勇 治	宮城県市議会議長会会長（仙台市議会議長）
大 橋 昭太郎	宮城県町村議会議長会会長（美里町議会議長）

（以上15名，敬称略）

○審議結果

- ・議案第2375号 石巻広域都市計画公園の変更について

【議決】 原案を承認する。

- ・議案第2376号 仙南地域広域景観計画の策定について

【意見】 議事録のとおり。

1 開 会

○事務局（武内都市計画課課長補佐（総括担当）） ただいまから第197回宮城県都市計画審議会を開催いたします。議事に入ります前に、委員の改選がございましたので、御紹介いたします。お手元の委員名簿の右端の備考欄を御覧下さい。

まず、学識経験者の委員につき、任期満了に伴う改選を行っております。新たに委員に就任いただきました、3名の方々を御紹介いたします。宮城県住宅供給公社常務理事の千葉琢夫委員でございます。千葉委員には、これまでの行政経験を活かし、審議に御参加いただきます。次に、東北電子産業株式会社代表取締役社長の山田理恵委員でございます。山田委員は、県内経済に明るく、その知見を活かし、審議に御参加いただきます。次に、東北芸術工科大学教授の吉田朗委員でございます。吉田委員は、交通の分野を御専門とされており、その知見を活かし、審議に御参加いただきます。

続きまして、人事異動に伴い、関係行政機関の4名の委員の委嘱替えがございましたので、御紹介いたします。農林水産省東北農政局長の内田幸雄委員です。本日は代理として、農村振興部農村計画課長の吉田勉様に御出席をいただいております。次に、国土交通省東北地方整備局長の梅野修一委員です。本日は代理として、東北国営公園事務所長の佐々木貴弘様に御出席をいただいております。次に、宮城県警察本部長の千野啓太郎委員です。本日は代理として、交通部交通規制課長の宮脇健一様に御出席をいただいております。次に、国土交通省東北運輸局長の亀山秀一委員ですが、本日は御欠席されております。

続きまして、県議会議員の委員の委嘱替えがございましたので、御紹介いたします。宮城県議会議員の高橋宗也委員です。

最後に、専門委員として、東日本旅客鉄道株式会社仙台支社長の三林宏幸委員です。三林委員には、鉄道に関連する議案について審議していただく場合に、御出席いただくことになっております。

次に、当審議会において、議案の説明を行う幹事にも異動がありましたので、紹介申し上げます。土木部技術担当次長の藤田仁幹事です。次に、都市計画課長の宮敦幹事です。

（1）会議の成立

○事務局（武内都市計画課課長補佐（総括担当）） はじめに、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、15名の委員の御出席をいただいております。定足数の10名を超えておりますので、都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

ここで傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願い申し上げます。

また、委員の皆様におかれましては、御発言の際は事務局からマイクをお渡ししますので、恐縮でございますが、挙手いただきますようお願いいたします。

続きまして、本日の配付資料について御説明申し上げます。委員の皆様には、事前に議案書

のほか、議案書別冊として、仙南地域広域景観計画（案）と仙南地域広域景観マスタープラン（案）をお渡ししております。また、机上に座席図，委員名簿，参考資料，都市計画審議会条例，第196回審議会議事録を配付しております。資料に不足はございませんでしょうか。

（２）会長の選任

○事務局（武内都市計画課課長補佐（総括担当）） 続きまして，今年度は学識経験者の委員改選の時期に当たりますので，新たに会長の選任を行います。都市計画審議会条例第4条第1項の規定により，学識経験者の委員の中から，会長を選任することになります。会長選任の議事進行を行う議長についてですが，事務局が仮議長を務めたいと思いますが，よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○藤田仮議長 宮城県土木部技術担当次長の藤田です。暫時，議長を務めさせていただきます。それでは，会長の選任についてお諮りいたします。先ほどの説明のとおり，会長は学識経験者の委員の中から選任することとなっております。どなたか，御推薦をお願いいたします。

○内田委員 これまでの御経験と優れた知見をお持ちでいらっしゃいます，舟引委員に引き続きお願いしたいと思います。

○藤田仮議長 舟引委員に会長を務めていただくのが良いという御意見ですが，他にいかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○藤田仮議長 推薦された候補者が舟引委員1名のみですので，推薦のとおり決定するという事で，御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○藤田仮議長 御異議がないようですので，舟引委員を会長に選任することに決定いたします。御協力ありがとうございました。

○事務局（武内都市計画課課長補佐（総括担当）） それでは，舟引会長，議長席へ移動をお願いいたします。会議の議長は，都市計画審議会条例第5条第1項の規定により，会長が行うこととなっておりますので，舟引会長，これ以降の進行をよろしくお願いいたします。

（３）会長職務代理者の指名

○舟引議長 今年で5年目の都市計画審議会となりますが，引き続きよろしく申し上げます。議

長は議事をまとめる立場であって、意見を言えないことは残念ではあります。都市計画審議会
は都市計画法に基づく法定審議会です。知事が都市計画を定める前に都市計画審議会
で議を経なければ都市計画を定められないという審議会になりますので、皆様におかれましても御協力
をお願いいたします。

それでは、進めさせていただきます。議事に入る前に、都市計画審議会条例第4条第3項の
規定により、会長に事故があるとき、または、欠けたときに、会長の職務を代理する者を指名
させていただきます。阿留多伎真人委員を指名しますので、よろしくをお願いいたします。

○阿留多岐委員 はい。

(4) 議事録署名人の指定

○舟引議長 続きまして、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。伊藤恵子委
員と、高橋宗也委員をお願いいたします。

2 前回議案の処理報告

○舟引議長 次に、第196回の審議会における議案の処理結果について、事務局から報告願
います。

○事務局（大宮都市計画課長） お手元の議案書の3ページを御覧ください。前回御審議
いただいた議案でございます。前回、第196回の審議会におきまして、議案第2369号「特殊建築物の敷
地の位置について」の外5件について御審議いただきました。これらについては、処理結果の欄に
記載のとおり、所定の手続きをすべて完了しております。

前回議案の処理報告については、以上でございます。

○舟引議長 以上の報告について、御質問等はございませんか。

(「なし」の声あり)

○舟引議長 それでは、以上で第196回の審議会における議案の処理結果についての報告を終わ
ります。

3 議案審議

○舟引議長 続きまして、議案審議に入ります。本日の議案は、議案第2375号及び議案第
2376号の2件となっております。円滑な議事運営に努めて参りますので、御協力をお願い申
上げます。

それでは、議案第2375号「石巻広域都市計画公園の変更について」を議題といたします。事
務局から議案の内容を説明願います。

議案第2375号 石巻広域都市計画公園の変更について

○事務局（大宮都市計画課長） それでは、議案書4ページをお開きください。議案第2375号「石巻広域都市計画公園の変更について」御説明申し上げます。

1枚おめくりいただいて、5ページを御覧ください。こちらは石巻広域都市計画公園の計画書となります。今回の変更は、9・5・1号石巻南浜津波復興祈念公園を変更するものです。この公園は、東日本大震災からの復興の象徴として、犠牲者への追悼と鎮魂の場を構築するとともに、被災の実情と教訓を後世に伝承するため平成28年11月に都市計画決定をしたものです。今回の変更内容は、表中の備考欄に太字で記載しているとおり、区域の変更を行うものです。変更の理由でございますが、石巻南浜津波復興祈念公園は、追悼と鎮魂の思いとともに、「まちと震災の記憶をつたえる」ことを基本理念の1つとしており、整備に当たっては、この地の歴史を今に伝える善海田稲荷、濡仏及び北向地蔵をそのまま存置することとし、公園区域からは除いております。今回の変更は、その内、濡仏の区域が更に広がっていることが確認されたことから、区域の一部を廃止するものです。なお、今回廃止する面積は、408㎡となりますが、計画書中の面積は四捨五入の結果、表記面積に変更はございません。

6ページをご覧ください。こちらは、石巻広域都市計画区域のうち、石巻市周辺を示した総括図です。図面上が北となっており、西側が東松島市、東側が石巻市となっております。図面中央に北から南に流れておりますのが、1級河川旧北上川で、その西側にピンク色で着色して表示しておりますのが、石巻南浜津波復興祈念公園となります。

参考資料1ページを御覧ください。こちらは、石巻市が東日本大震災からの復興事業を表した土地利用構想図です。本公園が計画されております南浜地区は図面中央下「公園復興ゾーン非可住地」としているところで、旧北上川の右岸河口部に位置しており、東日本大震災前は多くの方々が居住する市街地となっております。しかし、津波の襲来と火災の延焼により、死者・行方不明者合わせて400人余りの方々が犠牲となり、また、地震と津波により地盤が沈下し、一部が湿地化するなど、複合的な被害を受けた地域でございます。石巻市では、平成23年12月に、市の将来的な復旧、復興を実現していくための計画として石巻市震災復興基本計画を策定しており、その中で本地区の北側に多重防御施設として高盛土道路「都市計画道路南光湊線」を計画し、本地区は建築基準法に基づく「災害危険区域」に指定するとともに、震災復興のシンボルとしての公園を整備することとしたものです。

参考資料2ページを御覧ください。石巻南浜復興祈念公園は、国、宮城県、石巻市が役割分担のもとに、公園全体の一体的な整備を行うこととしており、公園区域を大きく2つに区分し、主に犠牲者の追悼と鎮魂や、教訓の伝承機能を担う区域とする東側の部分を国・県が連携して整備を行い、多様なニーズを受け止める空間として、西側の部分を市が整備をすることとしております。中段の石巻南浜津波復興祈念公園概要の図面を御覧ください。右下の凡例にありますとおり、赤の線が国エリア境界、国エリアを囲む水色の線が県エリア境界、区域西側の黄色の線が石巻市エリア境界となっております。黄色の楕円枠で囲って、小さく白抜きとなっている箇所は、東日本大震災以前から、この地の歴史を今に伝える史跡として、また、地域の信仰の場所として、図の右上から、北上口の北側の「北向地蔵」、中核的施設の南側の「善海田稲荷」、下段中央の「濡仏」があった区域となります。これらについては、地元からの要望も踏まえ、現地に存置することとしたことから、公園の区域からは除外しております。

参考資料3ページを御覧ください。こちらは、変更の計画図となります。右下の凡例にありますとおり、既決定の区域をピンク着色、今回廃止する区域を黄色着色で示しております。区域内に小さく白抜きとなっている部分が3か所ございます。これらが、2ページで御説明した公園区域から除外している区域となります。今回、除外する区域を拡大する「濡仏」が、図面中央下段の白抜きの区域となります。これは、江戸時代にこの地を襲った大津波の犠牲者供養のために徳川一門が京都の仏師に制作させたと言われている仏像が鎮座していた区域となります。下側に黄色に着色している区域が、今回、廃止する区域となります。この新たに廃止する区域は、石巻市が防災集団移転促進事業により買い取った土地でございますが、事業着手後の現地確認の結果、水難事故等により命を落とした方々の無縁塚が「濡仏」の区域と跨がって存在することが判ったため、地元の要望も踏まえ、現地で存置し、宗教施設として「濡仏」の一部として管理することとしたことから、今回区域を除外することとしたものです。

参考資料4ページを御覧ください。参考として、現在の工事の状況等について御紹介します。ページ右側を下にして御覧ください。今年9月末の工事の状況となります。上段の平面図を御覧ください。黄色の矢印が下の写真の撮影方向となります。中段の写真が東側から見た写真となります。中央に大きく丸く広場が見えますのが追悼の広場で、その左隣が、祈りの場で、右側の黒い円形の建物が、中核的施設となります。これらの施設を大きく取り囲むように水面が広がっているのが、市街化以前の風景として池や湿地を再生することとした善海田池となり、その海側に、松原を復元する雲雀野松原と「濡仏」があります。下の写真を御覧ください。こちらは反対側の西側から見た写真となります。下側には、道路が格子状に配置されておりますが、街の記憶として、震災前の街区を残すものとなります。工事は、順調に進んでおり、全体の工事進捗率は約90%となっております。今後は、残ります植栽、園路等の工事を行い、今年度中にすべての工事が完成する見込みです。

以上で議案第2375号に関する説明を終わります。なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○舟引議長 事務局からの説明に、委員の皆様から御意見・御質問はございませんか。

私からよろしいですか。年度内に工事が完了するということですが、施設のオープンの見込みについて教えてください。

○事務局（大宮都市計画課長） 来年4月1日を目指しております。

○舟引議長 よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第2375号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第2375号：原案のとおり承認する。（賛成15名、反対0名）

議案第2376号 仙南地域広域景観計画の策定について

○舟引議長 次に、議案第2376号「仙南地域広域景観計画の策定について」を議題といたします。
事務局から議案の内容を説明願います。

○事務局（大宮都市計画課長） 議案書の7ページをお開き願います。本議案は、景観行政団体である宮城県が策定する仙南地域広域景観計画について、景観法第9条第2項に基づき、都市計画審議会の意見を聴くものです。

具体的な計画内容の説明の前に、今回の意見聴取の取扱いや、景観に関する基本的な事項について、参考資料で御説明いたします。

参考資料の5ページをお開き願います。はじめに、都市計画審議会における意見聴取の取扱いに関して、県と2つの審議会との関係について御説明します。県は景観行政団体として景観計画を策定することができます。その景観計画の策定に当たって、県では、宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例の規定により、宮城県景観審議会へ諮問することが必要となります。一方で、景観法の規定により、景観計画を定めるときは、都市計画審議会の意見を聴かなければならないものとされております。このため、本日、宮城県都市計画審議会で委員からいただいた御意見につきましては、来月開催される景観審議会において、県から報告させていただきます。景観審議会では、本日の御意見も踏まえ、計画案を取りまとめて、最終的な答申をいただくこととなっております。なお、参考となりますが、6ページに景観審議会の委員の名簿を載せております。

参考資料の7ページをお開き願います。次に、景観に関する基本的な事項ですが、まず、1の「景観法」の目的は、景観計画の策定その他の施策を講ずることにより、生活の向上、経済・社会の健全な発展に寄与することを目的としております。（1）の「景観行政団体」については、県内においては、仙台市を除く市町村は県との協議を経て、景観行政団体へと移行することができます。県は、景観行政団体の市町村の区域を除いた区域について、景観行政を担っております。次に、（2）の「景観計画」とは、景観行政団体が定めることができる、良好な景観の形成に関する計画のことです。景観計画区域を定め、建築物の建築等、その区域内で景観に影響を及ぼすと考えられる一定規模以上の行為を行おうとする場合に、行為の制限として、事前に届出いただくことにより、良好な景観の形成を誘導するものであります。次に、2の「景観計画区域で行えること」としては、景観行政団体は、建築物の建築等をはじめとした行為の制限のほか、資料に記載のとおり、「取組の方向性の考え方を定める」ことで、景観形成の取組の推進に繋げていくことができます。

参考資料の8ページをお開き願います。ページ上方にあります、この2枚の写真は、景観計画を定めている松島町のもので、景観計画を策定し、景観まちづくりを行っていくイメージを示しております。このように、住民や事業者、行政が景観の整備や修景などを進めることにより、右側の写真のように落ち着いた統一感ある街並みを演出していくことができます。次に、3の「景観まちづくりの効果・活用例」には、交流人口の拡大や地域産業の振興について、参考事例をお示ししております。

参考資料の9ページをお開き願います。次に、4の「宮城県における取組方針・施策」ですが、県では、景観形成の施策の基本となる事項を定め、地域の歴史と文化を守り、美しく風格ある県土

の形成や、豊かな生活環境の創造により、県民生活の向上や、地域の社会経済活動の発展に寄与することを目的として、（１）の「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」を制定しております。また、この条例に基づき、景観の形成に関する施策を総合的、計画的及び広域的に推進するために、（２）の「宮城県美しい景観の形成に関する基本的な方針」を定めております。その中で、景観形成の基本目標と考え方を「まもる」、「つくる」、「育てる」の３つに分類し、それぞれの主体の役割分担として、住民の方々を「景観づくりの主役」と位置付け、住民に身近な市町村が景観行政団体となり、景観づくりの中心的役割を担い、景観形成を推進していくものとしております。県は、「住民・事業者・市町村の支援・先導と、広域的な観点での調整」の役割を担い、景観アドバイザーの派遣などの施策を講じております。

参考資料の１０ページをお開き願います。このページについて説明する前に、まず、今回の仙南地域広域景観計画の策定に至るまでの経緯につきまして、説明いたします。

景観計画は、県よりも、その地域の実情に明るく、きめ細かな行政運営を行うことのできる市町村により策定されることが、その後の景観行政を進めていく上でも肝要です。県内の市町村では、景観まちづくりに関する理解が十分に浸透しているとは言えず、景観計画の策定が進まない状況にあります。他方、国では、景観計画を策定し景観まちづくりを推進する中で、景観を資源として観光振興を図る方針を示しております。特に、主要な観光地における景観計画の策定に重点を置いており、仙南市町の中には、主要な観光地に該当する市町が複数あります。これらの状況を踏まえ、県としては、仙南地域が、蔵王連峰などの雄大な自然に加え、牧場や温泉地などの多様な人々の営みや、街道や宿場町の歴史文化など、自然と人と歴史が一体となって培われた、共通する景観を有している点に着目し、県として、広域的な計画を策定することが仙南地域における景観まちづくりを進める上で効果的と考え、仙南市町や東北地方整備局などと協議会を立ち上げ、これまで協働して、計画の策定に向け進めてきたところです。このように、比較的、市町の負担が生じない中で計画を策定し、その過程で、市町に知識やノウハウが蓄積され、今後、市町が今回の計画を下地として、独自の充実した計画へと発展させることを期待して、取組を進めてきたものです。なお、仙南の市町は、本計画策定後の令和３年２月までに景観行政団体へ移行することを見据えて、現在、必要な手続を調整しているところです。

このような経緯を踏まえて、１０ページの図ですが、はじめに、「仙南地域広域景観マスタープラン」は、景観法に基づかない任意の計画です。マスタープランでは、仙南地域の特徴的な景観を景観特性として整理し、仙南地域において景観形成を行おうとする主体が考慮すべき基本理念や基本方針を定めております。従って、本ページ中央の下向きの白色矢印のとおり、マスタープランの理念等は、県が策定する仙南地域広域景観計画のみならず、仙南の各市町が将来的に独自の景観計画を策定する場合にも引き継がれるものとなります。

次に、左下の「仙南地域広域景観計画」から右下の「〇〇市（町）景観計画」へと伸びている色付き矢印の意味ですが、今後、景観行政団体に移行した市町の行政区域については、県に代わり市町へ景観行政を行う権限が移譲されることとなります。その結果、県が策定した景観計画であっても、その運用に関する事務は、市町が担うこととなります。市町が計画の運用を行い、事務経験を重ねていくことで、将来、仙南地域広域景観計画を下地として、市町が独自の充実した計画へと発展させる際に活かしてほしいと考え、県が計画を策定し、市町が計画を運用するという役割分担としました。

次に、議案書へお戻りいただきまして、議案書の8ページをお開き願います。ここまでの説明を踏まえ、仙南地域広域景観計画について御説明します。はじめに、景観計画の名称、計画の区域は記載のとおりです。3の「策定の理由」につきましては、3行目になりますが、仙南地域らしさを感じられる特徴的な広域景観資源の保全・形成のため、仙南地域の一部を景観計画区域の地区に指定し、景観形成方針や行為の制限を定めることで緩やかな景観コントロールを図ること、また、仙南地域が一体となって景観形成に取り組む契機とし、仙南地域らしさが感じられる良好な景観の形成を図ることを目的としております。

議案書の9ページをお開き願います。仙南地域広域景観計画の計画書は、マスタープランと合わせ、別冊として、予め皆様に送付しましたが、ページ数が多いこともあり、概要をまとめた本ページで説明します。「第1章 仙南地域の景観特性」は、マスタープランから引用して計画に示しており、仙南地域の景観特性を、「蔵王連峰など雄大かつ象徴的な自然景観」や、「人々の営みがつくり出す景観」、そして「歴史性を継承する都市・町場の景観」の3つに整理し、これらが相まって“仙南地域らしさ”を醸し出しているものと考えました。次に、その下の「第2章 景観計画区域」については、地図の赤色の区域の12地区を景観計画区域として指定し、本計画の対象区域とします。地区の設定に当たっては、景観特性の地理的まとまりや、市町の意見、道路や河川等の地形地物などを踏まえ設定しております。次に、右上の「第3章 仙南地域における共通の基本的な方針」については、マスタープランから引用して計画に示しております。基本理念として、「先ほど示した3つの景観特性が一体となつてつくり出している景観は、仙南地域らしさを表すもので、その姿が失われないよう保全、継承を図ること」や、「その魅力を高めるよう景観づくりを進め、地域の活性化にも資するよう活用を図ること」、そして、「その誇りを受け継ぎながら、景観形成に取り組むこと」を掲げ、その基本方針として記載のとおり6つの方針にまとめております。なお、この第3章の「仙南地域における共通の基本的な方針」については、基本理念及び基本方針ともに、12地区すべてに対して適用されるものです。次に、その下の「第4章 地区別の景観計画区域、景観形成方針及び景観形成基準」については、12地区ごとにそれぞれ、「景観計画区域」の詳細な範囲、地区の特徴に応じた個別の方針である「景観形成方針」、そして、方針を実現するために遵守すべき基準である「景観形成基準」を定めております。まず、「景観形成方針」の内容として、主に、その地区に特徴的な景観要素、例えば、蔵王連峰への眺望、歴史的な街並み景観などについて、その保全やそれらを活かした景観形成を図ることを記載しております。次に、その方針を実現するために定めた「景観形成基準」については、建築物の建築等といった届出対象行為を住民や事業者が行おうとする場合に、良好な景観の形成を図るため、建築物の設計などに当たって、配慮を求める事項を定めているものとなります。項目といたしましては、表に記載の「配置・位置」から「既存樹木・樹林等の保全」までの9項目です。計画書では、これらの項目ごとに、例えば、「配置・位置」であれば、「周囲との連続性に配慮した配置とすること」や、「高さ」であれば、「蔵王連峰の山並みを障害しない高さとする事」など、どのような点に配慮し、努めなければならぬかを地区ごとにそれぞれ記載しております。次に、右側の「第5章 届出対象行為と届出の流れ」ですが、「届出対象行為」とは、「良好な景観の形成に関する方針」を実現する手段として、事前に届出を求める、景観計画区域内で行う一定規模以上の行為のことです。具体的には、景観計画区域内で行為を行おうとする事業者や住民の方々は、表の左側に記載の行為であつて、表の右側に掲げる規模以上の行為を行おうとする場合に、行為を行おうとする土地がある市町に事前に届出を行

う責務が生じます。届出が必要な行為は、「建築物の建築等」のほか、表に記載の5項目です。まず、「建築物の建築等」については、新築、増築、改築若しくは移転する場合であって、その規模が高さ10m以上又は建築面積500㎡以上となる場合に、届出の対象となります。また、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩を変更する場合で、その規模が建築面積500㎡以上のうち、外観変更に係る面積の合計が全体面積の2分の1以上のものについても対象となります。「工作物の建設等」も概ね同様であります。次に、「開発行為」から「土地の形質の変更」、「木竹の植栽又は伐採」については、3項目ともに面的に景観に影響を及ぼすおそれがある類似の行為と考え、面積1,000㎡以上となる場合に、届出の対象となります。なお、届出が必要な規模と景観形成基準については、本計画が仙南地域における景観形成のきっかけとするものであることもあり、住民生活に大きな影響を与える、過度な制限にはなっていないものと考えております。

計画の運用事務である届出の受理及び審査は、景観行政団体となる仙南市町が自らの行政区域に属する景観計画区域に係るものを担います。不備のない届出を受理してから30日間は、行為の着手が制限され、この間、市町では届出内容が景観形成基準に適合するかどうかを審査します。仮に、適合しないと判断される場合には、届出者に対し是正を求め、是正されない場合には、必要に応じ、勧告ができるほか、建築物と工作物の形態意匠(デザイン)に限り変更命令を行うことができます。それでも、届出者が勧告や命令に従わない場合には、公表を行うこともできます。次に、左下に「市町」と書かれた、本ページ下部の囲みの内容ですが、本計画を策定する目的の1つとして、本計画を景観まちづくりの契機とすることがあります。このため、計画策定後においても段階的な取組に繋げていきたいと考えております。まずは、本計画の策定に伴う市町の景観行政団体への移行と本計画の運用から始まり、次の段階では、景観形成の主体である住民の意見を把握し、本計画を下地とした市町独自のきめ細かな景観計画への発展、さらには、住民と協働した景観まちづくりを推進していくことが望ましいと考えております。

最後となります。参考資料の11ページをお開き願います。スケジュールについてですが、ページ中央の太枠で囲まれているところが、本日の都市計画審議会です。皆様の御意見を踏まえて、来月19日に開催する景観審議会でも最終案を御審議いただき、答申をいただくこととしております。その後、12月に計画策定の告示と、年明けに市町の景観行政団体への移行を経まして、来年7月に計画の施行を予定しております。

以上で、議案第2376号の説明を終わります。委員皆様の御意見をよろしくお願いたします。

○舟引議長 はい、ありがとうございました。ひとつ前の議案第2375号は、知事が公園計画を変更するに当たり、この都市計画審議会の議を経た上で知事が決定するものです。今回の議案第2376号は、議を経るのではなく、景観法に基づき意見を聴くものでありまして、県の手続きは景観審議会の答申に委ねられるということになっていることに御留意願います。皆様からいただいた意見は、来月開催される景観審議会でも県が報告し、計画案とともに審議され、決定されることとなりますので、この前提で皆様から御意見を願います。

○伊藤(康)委員 興味と期待を持ち意見と質問をします。今回、県が広域景観計画を策定することは、今後の県土づくりで非常に先導的になるのではないかと考えていますが、その上で、数点、意見と質問を申し上げます。

計画対象地域である仙南2市7町は、県大河原土木事務所管内の市町だと思いますが、仙南地域と言う場合には、県仙台土木事務所管内の名取市、岩沼市、亘理町、山元町を含める場合もあり、また、選挙区で言えば宮城県第3区という区分けや、流域景観として阿武隈川流域で考えた場合には、岩沼市も繋がりががあります。また、常磐自動車道での繋がりもあります。県が策定する計画であるため、仙南2市7町を対象とすることは分からなくはないですが、更なる広域の景観計画とすることに、県庁内や仙南市町から意見はあったのでしょうか。仙南の区分けを2市7町とすることは、県として行政上のやりやすさはあるのでしょうか。仙南地域を訪れる人からすれば、県による広域行政の枠ではなく、高速自動車道や国道、河川が一体感を感じるものだと思います。ですので、更なる広域の景観計画とする議論があったのか教えてください。

次に、宮城県は景観行政団体数が35市町村のうち6団体で全国平均を大きく下回っているため、県が主体的に取り組むことは期待するところであり、県北や沿岸部で同様に広域景観計画を策定する考えはあるのでしょうか。策定しない場合には、全国平均を下回っている景観行政団体数や景観計画数を伸ばすため、どのように取り組んでいくのでしょうか。大崎市は、県の指導の下、平成30年に景観行政団体へ移行し、今年度中に景観計画を策定することとしていますが、県としては全県的にどう広げていくのかを教えてください。

また、取組を進めて行く中で、空き家も景観上の課題として語られますが、活用すべき空き家もあり、古民家の活用の仕方について、どう考えているのか教えてください。

○事務局（大宮都市計画課長） 1点目、計画対象地域については、2市7町を景観計画策定の対象とした理由に、広域景観資源があるほか、2市7町は県北に比べ、市町村合併が進んでいないため、県が広域に調整する余地があると考え、県から2市7町に対し広域景観計画を策定する声掛けをさせていただいたものです。

2点目、市町村の景観形成推進の取組については、ここ数年はこの広域景観計画の策定に力を注いできており、他の市町村も景観計画を策定していただきたい気持ちはありますが、取組としては景観アドバイザーの派遣や、地域住民との協働や観光に活かしている先進事例の紹介を継続して行ってきております。他の市町村へは、それぞれの市町村の意向を聴き、助言し、広域景観計画の策定とは異なる手法で支援していきたいと考えています。

3点目、空き家問題については、地域の状況によって対応が変わる課題と思いますので、市町から相談がある際に、一緒に施策を考えてまいります。

○舟引議長 伊藤委員、いかがでしょうか。

○伊藤（康）委員 分かりました。

○舟引議長 その他、いかがでしょうか。吉田委員お願いします。

○吉田委員 2点質問します。1点目は、村田町の伝建地区について、議案書別冊86ページに景観形成基準がありますが、注意書きとして「村田町伝統的建造物群保存地区以外を対象とする」とされており、伝建地区はどのように取り組むのか教えてください。村田町の伝建地区は震災後に指定

されましたが、蔵の老朽化が進んでおり、持ち主の管理が行き届いていない面が見受けられまして、県内唯一の伝建地区をどのように守っていくのか、景観計画でどのように扱うのか教えてください。

2点目は、広域的な景観形成には、複数の地区にまたがる歴史的なストーリーが関わってくると思いますが、例えば、村田町は蔵と関係して紅花の集荷や笹谷街道を通じた上方への輸送などの歴史があり、これには川崎町も関係してくることから、このような広域のストーリーがどこかに書かれているのか教えてください。

○舟引議長 事務局、お願いします。

○事務局（大宮都市計画課長） 村田町の伝建地区については、景観に関する取組が比較的進んでいる地域のため、伝建地区以外の周囲の地域についても、景観計画で取組を進めていきたいと考えており、景観計画区域に指定するものです。村田町は、景観の取組が先行している市町として、今回の景観計画を下地として、更に前に取組を進めて行っていただけるものと考えております。

○吉田委員 紅花に由来するこのエリアを串刺しするような史実や、山形に繋がる歴史的な景観は何か取り上げているのでしょうか。

○事務局（大宮都市計画課長） 市町においては、紅花街道の歴史性も活かした景観づくりを進めて行くこともあるものと考えます。また、紅花の歴史については、議案書別冊のマスタープランの20ページで多少触れております。マスタープランは市町独自の景観計画を策定する際の指針でもありますので、市町にはより深めた取組を進めていくことを期待しております。

○舟引議長 吉田委員、いかがでしょうか。

○吉田委員 印象論となりますが、広域で策定する意義を強調するために、このエリアの中の繋がりをもう少し考えた方がいいのではと感じました。例えば、村田町の蔵の独特な建築様式は、紅花の流通から紐解いていくようなストーリーがどこかにあってもいいのではないかと感じました。

○舟引議長 事務局、どうでしょうか。

○事務局（大宮都市計画課長） 御意見ありがとうございます。時間が限られているため、マスタープランの細かな説明をする時間はありませんでしたが、マスタープランは蔵王連峰や白石川、宿場町などの仙南地域に共通する広域景観資源に着目して整理し、広域景観計画の内容に繋げておりますので、市町の歴史を更に勉強させていただいて、今後の景観計画へ反映できればと思います。

○舟引議長 関連して私から申し上げます。広域景観計画86ページの「村田町伝統的建造物群保存地区以外を対象とする」という記述の意味を説明していただけないでしょうか。

○事務局（大宮都市計画課長） 景観計画の行為の制限よりも、伝建地区の行為の制限の方が比較的

厳しいものとなっております、景観計画区域と伝建地区とで規制のレベル差があるため、伝建地区は対象となっていないものです。

○舟引議長 他法令によるより厳しい制限、特に伝建地区だと現状変更に許可を要することになるので、伝建地区の景観形成はそちらの制度に委ね、伝建地区の周囲をこの景観計画で守っていくという考え方であることを御理解いただければと思います。

他にいかがでしょうか。はい、阿留多伎委員どうぞ。

○阿留多伎委員 参考資料10ページは仙南地域広域景観マスタープランとなっていて、議案書別冊では（案）が付いていますが、マスタープランは既に決定されているのでしょうか。それとも、景観審議会で決定されるのでしょうか。

次に、届出対象の件数は建築確認申請の何割くらいを見込んでいるのでしょうか。届出対象となるものがなければ、基準はあっても効果がないということになりますので心配です。

次に、都市計画事業はアメとムチで計画を実現していくという話がありますが、景観計画は国はほとんどアメを提供していないので、アメになるものを今後、県は考えていくのか教えてください。

○事務局（大宮都市計画課長） まず、マスタープランは景観審議会で審議されておりますので、案としております。

次に、届出の件数ですが、全地区合わせて年間数十件を見込んでおります。市町の負担やこの計画が景観形成の契機であることを踏まえたものであり、市町が必要に応じ届出規模を厳しくすることも、緩和することもでき、本計画を下地に考えていただければと思います。

次に、アメについては、景観計画区域が指定されることで国の補助事業が活用できるようになりますが、県としては現状、補助事業はございません。市町へは国庫補助事業の周知を図りながら、県は景観計画策定について支援をしていくこととしております。

○舟引議長 阿留多伎委員、よろしいですか。

○阿留多伎委員 はい。

○舟引議長 他にいかがでしょうか。内田委員どうぞ。

○内田委員 景観審議会で決定することは理解しました。その前に都市計画審議会での意見を聴くことの目的としては、都市計画の観点から委員の意見を募るということだと思いますが、先ほど伊藤（康）委員がおっしゃられたような、区域の範囲や地区選定の妥当性などのように、どのような視点で意見を求められているのか明確にしないと、計画のボリュームが多いためどこからどのように意見を述べればいいのか取っ掛かりが掴めないところがあります。ですので、意見聴取の目的をもっと明確にいただければと思います。これは意見です。

○舟引議長 事務局、お願いします。

○事務局（大宮都市計画課長） 都市計画審議会になりますので、当然、都市計画区域に関する見識がございますし、今回の景観計画区域は用途地域が掛かっているところも多いですし、風致地区のような地域地区も含まれていますので、都市計画の視点で御意見をいただくことと合わせ、景観に関する見解は様々ですので、都市計画区域に限定したものに限らず多岐に渡る御意見をいただければと思います。

○舟引議長 内田委員、よろしいですか。

○内田委員 はい。

○舟引議長 阿留多伎委員、どうぞ。

○阿留多伎委員 まず、マスタープランに関する内容になるかもしれませんが、景観形成に取り組むことが経済的メリットに繋がることをもう少し強調できないかと思いました。景観形成の基準を設けることは、規制される危惧によって反対する人が出てきやすいのではないかと思われませんが、実際には景観が整った街並みを作り上げていくことで観光業や建設業、飲食業、サービス産業など多くの業種が潤っていく面がかなりあると思います。そこを強調していかないと、地元住民や産業界に受け入れてもらえないのではないかと思います。ですので、経済的メリットや地場産業の振興について記述を増やしていただけるとうれしく感じます。

2つ目に、広域景観計画の基準が緩やかなものになっていますが、規制手段は建築基準法のほか、地区計画や建築協定、緑地協定などもあります。色々なコントロールができますので、仙南地域にどのくらいの協定があるのか調べていただいて、「この部分は建築協定でコントロールする」というように記述していただけると、位置付けが分かりやすいのではないかと考えます。

3つ目に、全般的に数字が少ない。緩やかな計画ということで、仕方ないと思いますが、もう少し数字で出せるところは数字を入れられないかと思いました。また、広域景観計画115ページに届出が不適合の場合には勧告するということがありますが、不適合の基準はあるのでしょうか。配慮するという基準だけでは、すべて適合となり、不適合の確認の基準がないことになってしまいますので、明確な勧告の基準が要るのではないかと感じています。

4つ目に、住民参加について、議案書9ページの下図では、住民と協働した景観まちづくりが一番右端の最後の段階になっていて、その1つ前の段階では住民の啓発になっていますが、景観計画の立案に住民参加、住民協働の動きが必要だと思いますので、住民との関わりをもっと早い段階で取り組んだ方がいいのではないかと、景観計画の策定前に何らかの取組を始めていた方が良くはないかと思っています。住民を巻き込む段階が一段階遅いのではないかと思っています。意見として聞いていただければと思います。

○舟引議長 事務局、見解はありますか。

○事務局（大宮都市計画課長） ごもった御意見として受け止めております。まずは、景観計画

のメリットを住民の方々、市町村の方々に御理解していただくことが非常に重要と考えておりますので、メリットについて記載を検討します。建築協定や地区計画は本日データを持っていないので、調べてみて記載できるか検討します。条例や基本方針でも住民が主役と位置付けておりますので、住民参加はワークショップを含め検討して参ります。

○舟引議長 数値基準が少ないということと勧告基準についてはどうでしょうか。

○事務局（大宮都市計画課長） 景観形成基準は定性的なものとなっており分かりにくいという部分はあるかと思いますが、広域景観計画としてはこの程度にとどめ、まずは市町に運用していただきながら、数値基準が必要と感じれば市町計画でそのようにしていただければと思います。

○舟引議長 阿留多伎委員、いかがですか。

○阿留多伎委員 意見ですので、使えるものは使っていただければと思います。

○事務局（大宮都市計画課長） 御意見を踏まえ検討させていただきたいと思います。

○阿留多伎委員 もう1つ、これも意見です。昔ベネチアを訪問した際に、ベネチアの景観規制があつて、建物ひとつひとつにどのようにしていくかの基準があつて、大学とベネチア市が案を作り市議会で議決したという話を聞いたことがあり、凄くきめ細かな景観規制がされています。同じことをしてくださいということではなく、景観計画区域のエリアが広すぎると感じておまして、エリア内を区分けして、重点となるエリアを2段階、3段階で設定していくことも、市町計画の段階で参考にしていただければと思います。

また、県の単独費でも、是非アメを用意していただければと思います。

○舟引議長 その他いかがでしょうか。山田委員お願いします。

○山田委員 私は電子応用装置を作っているものづくり企業の者で、都市計画は分野が異なるので、どのような会議かと思い参加させていただきました。国や県なり行政が建築制限をすることは当然のことと思いますが、このような計画はどんどんやるべきと思います。先ほど、阿留多伎委員がおっしゃったことに賛成で、経済的に景観形成が今後の宮城県の活性化にどう繋がっていくかを見て行く必要があると思います。私は総合計画審議会にも出席しており、今後の重要課題である人口減少対策や過疎対策に対して、届出されたものを審査することだけではなく、もう一歩進んで、この街をこういうふうにしたいという市町村の思いを実行して観光の拠点に持っていくことが、今後は必要ではないかと思います。県庁内の他部署との横の連携を取っていただき、景観を守りながら観光にどう活かして行くかを考える必要があると思います。

○事務局（大宮都市計画課長） ごもったもな御意見だと思います。参考資料9ページに、基本的な方針の模式図を掲載しておりますが、「まもる」だけでなく「つくる」、「育てる」といった委員

がおっしゃられることも、景観形成の重要な要素と認識しておりますので、県庁内の横の連携についても検討してまいります。

○舟引議長 その他、いかがでしょうか。千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 今までの手続きで、住民の方々からはどのような意見が出ていますか。

○事務局（大宮都市計画課長） 積極的な御意見はいただいておりません。このような計画が必要なのかという御意見がございました。

○千葉委員 私の経験上、意見はあまり出ないだろうと思います。住民の方々に感心を持ってもらい、自分たちのこととして活動してもらうものを作っていくことも大切なのではないかと思います。活動する団体を作り出し、その団体が主体になっていただくことが理想的だと思います。市町が景観行政団体になってからのことだと思いますが、住民活動に関することを記述できないかと思います。ひとつには景観アドバイザーが大きな働きをしますと思いますので、今後の計画づくりに活かしていただければと思います。

○舟引議長 御意見として承ってください。その他いかがでしょうか。

それでは、私からも述べさせていただきます。この景観計画を策定するスタートは、国の観光立国戦略として、美しい景観形成を進めることだったと記憶しております。従って、計画に記述するというよりは、計画策定後に発表し、周知していくときに、「なぜ策定したか」ということについて、阿留多伎委員がおっしゃったように、県としてインバウンドを呼び込み、交流人口を拡大していくということを枕詞として打ち出して行っていただきたいというのが意見です。また、景観行政団体という分かりにくい法律の仕組みがありますが、景観法は、まずは基礎自治体である市町村が景観行政をやるべきだという前提で作られており、市町村が名乗りを上げれば県は景観行政団体として認めて、市町村へ権限が移譲され、市町村は阿留多伎委員がおっしゃった数値基準などのきめ細かな厳しい基準を設定することもできる法律です。景観行政団体にならない市町村の区域については、元々の景観行政団体である県が景観行政を行うこととなりますが、今回は、観光立国戦略のため県が市町に先んじて景観計画を策定するというのが、従前の県の説明だったと思います。そういう意味では、この計画で枠組みはできますので、資料にあるとおり市町の景観行政団体移行を実現していただくことが、この仕組みを活かして行くために一番重要なことだと思いますので、その点よろしく願いいたします。私からの意見として述べさせていただきます。

○事務局（大宮都市計画課長） ありがとうございます。

○舟引議長 その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。他に御意見がないようでしたら、委員の皆様の意見は、来月開催される景観審議会でも県が報告することとなります。事務局においては、意見の整理をよろしく願います。また、その内容については、景観審議会にも出席する私に一任いただければと思います。

以上で、本日予定していた審議案件はすべて終了いたしました。事務局から、何かありますか。

○事務局（本間都市計画課課長補佐） 次回の開催予定について御案内します。次回は、令和3年1月14日木曜日の開催を予定しております。詳細につきましては、後日改めて連絡を申し上げます。

4 閉会

○舟引議長 それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。御協力ありがとうございました。

○事務局（武内都市計画課課長補佐（総括担当）） 以上をもちまして、第197回宮城県都市計画審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

令和2年10月23日（金）午後4時30分 閉会